

令和 6年11月25日

井上工業 (株)

佐々木 勝則 殿

東北地方整備局長 西村 拓



特定 建設業の許可について(通知)

令和 6年 10月 28日付けで申請のあった特定建設業については、建設業法第3条第1項の規定により、下記のとおり許可したので、通知する。

なお、山形県知事 に係る許可については、建設業法第9条第1項の規定により、この許可をもってその効力を失ったので、念のため申し添える。

記

許 可 番 号 国土交通大臣 許可(特-6)第 29383号

許可の有効期間 令和 6年 11月 25日から 令和 11年 11月 24日まで

建設業の種類

土木工事業
とび・土工工事業
塗装工事業

建築工事業
舗装工事業
解体工事業

年 月 日

再複写無効
井上工業株式会社

注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限 ; 令和11年10月25日
(この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日)